

第75号議案

職員の給料の臨時特例に関する条例

(職員の給料の臨時特例)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号。以下「職員条例」という。）第3条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（同項第5号アに規定する医療職給料表(1)又は同号ウに規定する医療職給料表(3)の適用を受ける職員（診療所等に勤務する職員であって規則で定めるものに限る。）及び平成25年3月31日に地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される職員（次条において「単純労務職員」という。）であった者で、同年4月1日（以下「基準日」という。）に新たに職員条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員となったもの（次項において「特定職員」という。）のうち、任用の事情等を考慮して給料に特別の配慮を要する職員として規則で定めるものを除く。以下この条において「職員」という。）の給料月額は、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「臨時特例期間」という。）において、職員条例第3条から第4条の2まで及び附則第9項本文（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年島根県条例第3号）附則第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定（以下この条において「職員条例第3条等の規定」という。）にかかわらず、職員条例第3条等の規定により定められる額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める割合（臨時特例期間における職務の級が基準日における職務の級と異なる職員及び基準日後に新たに職員となった者であって臨時特例期間に職員条例第15条の5第5項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合（以下この項において「役職加算割合」という。）の適用を受けることができるものにあつては、規則で定める割合）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、給料の調整

額、手当（退職手当を含む。以下同じ。）の額及び勤務1時間当たりの給与額（職員条例第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合を除く。）の算出の基礎となる給料月額は、職員条例第3条等の規定により定められる額とする。

- (1) 職員条例第7条の2第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員（本庁の部長又は次長の職にある職員その他のその職務の特殊性を考慮して規則で定める職員に限る。） 100分の10
- (2) 職員条例第7条の2第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員（前号に掲げる職員を除く。） 100分の8
- (3) 基準日において受けることができる役職加算割合が100分の5を超える職員（前2号に掲げる職員を除く。） 100分の6
- (4) 基準日において受けることができる役職加算割合が100分の5である職員 100分の5
- (5) 前各号に掲げる職員以外の職員 100分の3

2 前項本文の規定にかかわらず、特定職員のうち、任用の事情等を考慮して給料に配慮を要する職員として規則で定めるものの給料月額は、臨時特例期間において、職員条例第3条等の規定にかかわらず、職員条例第3条等の規定により定められる額から、当該額に前項各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める割合を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

（教育職員の給料の臨時特例）

第2条 県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号。以下「県立学校条例」という。）第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける教育職員（平成25年3月31日に単純労務職員であった者で、基準日に新たに同項に規定する給料表の適用を受ける教育職員となったもの（次項において「特定職員」という。）のうち、任用の事情等を考慮して給料に特別の配慮を要する教育職員として規則で定めるものを除く。以下この条において「教育職員」という。）の給料月額は、臨時特例期間において、県立学校条例第4条、

第12条及び附則第12項本文（県立学校の教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年島根県条例第4号）附則第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定（以下この条において「県立学校条例第4条等の規定」という。）にかかわらず、県立学校条例第4条等の規定により定められる額から、当該額に次の各号に掲げる教育職員の区分に応じて当該各号に定める割合（臨時特例期間における職務の級が基準日における職務の級と異なる教育職員及び基準日後に新たに教育職員となった者であって臨時特例期間に県立学校条例第24条第5項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合（以下この条において「役職加算割合」という。）の適用を受けることができるものにあつては、規則で定める割合）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、給料の調整額、教職調整額及び手当の額の算出の基礎となる給料月額は、県立学校条例第4条等の規定により定められる額とする。

- (1) 県立学校条例第17条の2第1項に規定する管理又は監督の地位にある教育職員 100分の8
- (2) 基準日において受けることができる役職加算割合が100分の5を超える教育職員（前号に掲げる教育職員を除く。） 100分の6
- (3) 基準日において受けることができる役職加算割合が100分の5である教育職員 100分の5
- (4) 前3号に掲げる教育職員以外の教育職員 100分の3

2 前項本文の規定にかかわらず、特定職員のうち、任用の事情等を考慮して給料に配慮を要する教育職員として規則で定めるものの給料月額は、臨時特例期間において、県立学校条例第4条等の規定にかかわらず、県立学校条例第4条等の規定により定められる額から、当該額に前項各号に掲げる教育職員の区分に応じて当該各号に定める割合を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

（教職員の給料の臨時特例）

第3条 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号。以下「市町村立学校条例」という。）第5条第1項に規定する給料表の適用を受ける教職員（以下この条において「教職員」という。）の給料月額は、臨時特例期間において、市町村立学校条例第5条、第12条の2及び附則第9項本文（市町村立学校の教職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年島根県条例第5号）附則第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定（以下この条において「市町村立学校条例第5条等の規定」という。）にかかわらず、市町村立学校条例第5条等の規定により定められる額から、当該額に次の各号に掲げる教職員の区分に応じて当該各号に定める割合（臨時特例期間における職務の級が基準日における職務の級と異なる教職員及び基準日後に新たに教職員となった者であって市町村立学校条例第20条第2項の規定によりその例によることとされる職員条例第15条の5第5項又は県立学校条例第24条第5項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則又は教育委員会規則で定める割合（以下この条において「役職加算割合」という。）の適用を受けることができるものにあつては、規則で定める割合）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、給料の調整額、教職調整額、手当の額及び勤務1時間当たりの給与額（市町村立学校条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合を除く。）の算出の基礎となる給料月額は、市町村立学校条例第5条等の規定により定められる額とする。

- (1) 市町村立学校条例第15条の3第1項に規定する管理又は監督の地位にある教育職員 100分の8
- (2) 基準日において受けることができる役職加算割合が100分の5を超える教職員（前号に掲げる教職員を除く。） 100分の6
- (3) 基準日において受けることができる役職加算割合が100分の5である教職員 100分の5
- (4) 前3号に掲げる教職員以外の教職員 100分の3
（任期付研究員等の給料の臨時特例）

第4条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第7号。以下この条において「任期付研究員条例」という。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第8号。以下この条において「任期付職員条例」という。）の適用を受ける職員（任期付職員条例第5条第2項に規定する一般任期付職員を除く。以下この条において「職員」という。）の給料月額、臨時特例期間において、任期付研究員条例第5条第1項、第2項及び第4項並びに任期付職員条例第4条第1項及び第3項の規定（以下この条において「任期付研究員条例第5条等の規定」という。）にかかわらず、任期付研究員条例第5条等の規定により定められる額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額及び勤務1時間当たりの給与額（職員条例第12条、県立学校条例第16条又は市町村立学校条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合を除く。）の算出の基礎となる給料月額は、任期付研究員条例第5条等の規定により定められる額とする。

- (1) 任期付研究員条例第5条第1項に規定する第1号任期付研究員（次号において「第1号任期付研究員」という。）（3号給以下の給料月額を受ける職員を除く。）及び任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員（次号において「特定任期付職員」という。）（4号給以下の給料月額を受ける職員を除く。） 100分の10
- (2) 第1号任期付研究員及び特定任期付職員（前号に掲げる職員を除く。） 100分の6
- (3) 任期付研究員条例第5条第2項に規定する第2号任期付研究員 100分の5

附 則

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第76号。以下「平成17年改正職員条例」という。）附則第8項から第10項までの規

定による給料を支給される職員に関する第1条第1項の規定の適用については、同項中「の給料月額」とあるのは「の給料月額と平成17年改正職員条例附則第8項から第10項までの規定による給料の額との合計額」と、「含む。）」とあるのは「含む。）」並びに平成17年改正職員条例附則第8項から第10項まで」とする。

3 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第77号。以下「平成17年改正県立学校条例」という。）附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される教育職員に関する第2条第1項の規定の適用については、同項中「の給料月額」とあるのは「の給料月額と平成17年改正県立学校条例附則第8項から第10項までの規定による給料の額との合計額」と、「含む。）」とあるのは「含む。）」並びに平成17年改正県立学校条例附則第8項から第10項まで」とする。

4 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第78号。以下「平成17年改正市町村立学校条例」という。）附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される教職員に関する第3条の規定の適用については、同条中「の給料月額」とあるのは「の給料月額と平成17年改正市町村立学校条例附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」と、「含む。）」とあるのは「含む。）」並びに平成17年改正市町村立学校条例附則第7項から第9項まで」とする。

5 平成17年改正職員条例附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員に関する第4条の規定の適用については、同条中「の給料月額は」とあるのは「の給料月額と平成17年改正職員条例附則第8項から第10項までの規定による給料の額との合計額は」と、「第3項」とあるのは「第3項並びに平成17年改正職員条例附則第8項から第10項まで」とする。